

議会運営委員会会議記録（概要）

平成26年12月2日（火）

開 会（午前9時0分）

**【議 事】**

○請願第2号 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を再考し、国民的議論と慎重審議を求める意見書」を国に提出していただきました件

**【質 疑】**

荒川委員

今回の請願については、私たちの会派が紹介議員になっているため、説明をさせてもらいたい。

まず、集団的自衛権の危険性は、アフガンやイラク戦争のようなことが起きた場合に、従来は、海外派遣法で武力行使はしないということと戦闘地域に行ってはならないという二つの歯止めがあったが、これを外してしまふということで、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事活動をするようになることだ。

自衛隊は攻撃対象となり、攻撃されたら武器の使用はすると安倍首相は認めた。そうなれば、戦闘活動そのものになってしまう。

集団的自衛権の行使というのは、日本の国を守ることでもないし、国民の命を守るものでもないということである。

また、安倍首相は海外での戦闘に参加することは決してないと繰り返して言っているが、仮にアフガンやイラク戦争のようなことが起きた場合、

自衛隊が米軍と肩を並べて戦争を行うようになることは、はっきりしてきている。

これは、海外で戦争をする国づくりを目指すものになるため、私たちは反対である。

慎重審議を求める声もあるため、意見書の趣旨を理解してもらい、賛同いただきたい。

安田委員

集団的自衛権についてはいろいろと解釈があると思うが、私は閣議決定に賛同しているため、機関意思としてこの意見書を提出することには賛同しかねる。

島田委員

集団的自衛権については問題があるという立場でいる。議会運営委員会で意見書の提出を求める請願については、議会運営に関する申し合わせ事項があったと思うので、意見書を求めることについてという部分にひっかかりがあるが、私たちとしては中身については賛成である。

吉村委員長

意見書の提出を求める請願については、議会運営に関する申し合わせ事項があったと思うが事務局から説明してもらいたい。

北議会事務局

意見書の提出を求める請願については、議会運営に関する申し合わせ事項により、議会運営委員会に付託することが通例となっており、意見書の

参事

提出が全会一致とならない場合には委員会において不採択とすることと  
なっています。

なお、本会議においても同様とするということが平成13年8月30  
日、同年9月6日の本会議で確認されています。

荒川委員

私どもとしては是非、各会派の意見を伺いたいということである。

桑島委員

中身の議論はここでしないほうがよい。

入口の問題として、所沢市議会においては、意見書は各会派が提出し、  
時間を設けてなるべく提出しようという議会改革の努力をしてきた。

仮にこのような意見書の提出が決まってしまうと、よくないと思う。

中身の議論に入る前に、意見書も各会派から出せるのだから、このよう  
な提出の仕方はよくないと思うので反対する。

石本委員

事前に請願者が事務局の窓口に来たときに、どのような対応をしている  
のか。

村上議会事務  
局長

意見書の提出を求める請願の相談については、所沢市議会の取り扱いを  
お話させていただいています。

石本委員

意見書は各会派から提出されるが、請願の場合は、提出者のほかに、署

名と一緒に提出されてくる。

そもそも論であるが、請願を提出していけないわけではない。

少なくともそこまでは決まっていないと思う。

城下委員

議会基本条例をつくる際にも市民の請願権は、憲法にも位置付けられているので、そこは尊重しなければならないという議論があった。

議会は議会として、そのような流れはあるが、市民の署名も集めて提出されたことで、議運の中で諮っているわけだから、中身も含めて各会派の意見を伺いたい。

#### 【質疑終結】

#### 【意見】

荒川委員

先ほど申し上げたとおり是非、採択をお願いしたい。

意見書の中身まで触れていないわけですから意見書の中身については各会派で調整をして一致できるものを出していただきたいということで採択してほしい。

島田委員

私たちとしては、解釈改憲については非常に問題があると思っていて、集団的自衛権も、もう少しきちんとした手続きと議論等も必要だと思っていますので、我々としては先ほどの議論もありますけれども賛成の立場としていただきたいと思います。

桑島委員

基本的に中身のことでなくて、議運の中でこのような形で請願で意見書を出すというふうになってくるというのは、むしろ意見書を提出する機会もありますし、先ほど署名があるという話もありましたが、請願権は1人からもできるというのが、請願法に定めでありまして、署名との関連性は基本的にはありません。ですから少なくとも意見書の提出ができるという権利が保障されていて、どなたかの会派の紹介があれば意見書が出せま  
すし、さらに議会運営委員会に各会派から意見書を出してもらうことにより中身の精査ができますが、今のような形の意見書の提出をそのまま採択してしまうとその中身の修正というのも柔軟性を欠くという点から、所沢市議会が積み上げてきたこのような議論の仕方が、請願権を侵害することはないという考えで、このような提出の仕方には賛成しかねるという点で中身ではなくて反対させていただきたいと思います。

谷口委員

入口のところで共通認識がしっかりとできていないのではないかと  
いうところで中身に入る前のところで、このような形式は望ましくないとの  
考えから反対したいと思います。

西沢委員

入口の部分の話ですが、これは桑島委員の発言のとおり全く今までの意見書の運用のあり方をみても、このような形で請願を出すということは、  
いかななものかという我が会派のこれまでの主張があります。

中身についても今回の閣議決定の全文を読んでも集団的自衛権の行使

を容認したという箇所は1つもないというふうに我が会派では解釈しておりますので、賛成しかねるという意見であります。

安田委員

自由民主党と公明党の連立与党の閣議決定に賛同しておりますので、この請願に賛成するわけにはいきません。

**【意見終結】**

**【採 決】**

全会一致とならないため、議会運営に関する申し合わせ事項に基づいて諮ったところ、請願第2号については不採択とすべきものと決した。

散 会（午前9時15分）